

安八町上水道事業

令和7年度 水質検査計画

水道法施行規則により、安八町まちづくり推進課では毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、お客様に対して情報提供を行っています。これに基づき、令和7年度の水質検査計画を策定しました。

● 水質検査計画とは

水道法施行規則により、水道事業者は、水源種別、過去の水質検査結果、水源周辺の状況等について総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を作成し、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対して情報提供することとされています。

● 安八町まちづくり推進課の水質検査計画

1. 概要

安八町まちづくり推進課の水質検査計画の概要（構成）は次のとおりです。

- (1) 基本方針
- (2) 水道事業の概要
- (3) 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項
- (4) 水道検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由
- (5) 臨時の水質検査に関する事項
- (6) 水質検査の方法
- (7) 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
- (8) 関係機関との連携等

1 基本方針

安全で衛生かつ安定な水道水を供給するために、水道水質検査の適正化かつ透明性の確保に水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査項目一覧表のとおりとします。

給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号ーイ）については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気及び濁度等（水道法施行規則第15条第1項第2号）の検査は、月1回行います。

その他の項目の検査については、別添水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度により行います。

2 水道事業の概要

(1) 第1水源地

第1水源地内に設置するポンプで揚水後、塩素消毒を行い、配水池を経て給水します。

(2) 第2水源地

第2水源地内に設置するポンプで揚水後、塩素消毒を行い、配水池を経て給水します。

<給水状況> 令和5年度の数値

① 給水区域	安八町全域
② 給水人口	13,997 人
③ 普及率	95.2 %
④ 給水戸数	5,701 戸
⑤ 一日最大配水量	5,746 m ³
⑥ 一日平均配水量	5,164 m ³

<浄水施設の概要>

	上 水 道	
	第1水源	第2水源
所 在 地	安八町南今ヶ淵字河原 383 番地	安八町大明神字宮裏 132 番地の2
原 水 の 種 類	地下水 245m	地下水 245m
処 理 能 力	3,514 m ³ /日	3,514 m ³ /日
浄 水 処 理 方 法	塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

	上 水 道	
	第1水源	第2水源
原水の汚染要因 及び水質状況	・ 降雨等による高濁水の発生 ・ 農薬散布 ・ 地質由来のフッ素濃度 ・ 地質由来の鉄濃度	・ 降雨等による高濁水の発生 ・ 農薬散布 ・ 地質由来のフッ素濃度 ・ 地質由来の鉄濃度
浄水の水質状況	・ これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・ これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項	・ 濁度、臭気物質、農薬類、鉄、フッ素、クリプトスポリジウム	・ 濁度、臭気物質、農薬類、鉄、フッ素、クリプトスポリジウム

・ 当該水道を巡る原水及び浄水状況及び水質管理上の問題点

原水は、地下245mの深井戸で、水質は良好。水源の周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にない。原水の水質が良好のため浄水方法は、消毒のみである。管路はダグタイル鑄鉄管である。

4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由は、別表一覧表に記載。

5 臨時の水質検査に関する事項

水源等で、次のように水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓水で水質基準を超えるおそれがある場合には、臨時の水質検査を実施します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事をしたとき。
- ⑥ その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

その際の水質検査を行う項目は、一般細菌・大腸菌・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度・濁度の10項目とする。

6 水質検査の方法

毎月検査、3ヶ月に1回実施する検査及び年1回実施する全項目検査については、一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センターに委託して実施します。

検査内容及び委託内容については、別紙明細書のとおりです。

7 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

令和7年度の水質検査計画は、ホームページ等に掲載して公表します。

令和6年度の水質検査結果は、その概要をホームページ等に掲載して公表します。

8 関係機関との連携等

- (1) 水質検査委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処します。

なお、その際必要に応じ保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。

- (2) 年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。
- (3) 水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関と連携を図り実施します。
- (4) 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、保健所に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。